

長崎労働局発表  
平成28年3月28日

担 当	長崎労働局労働基準部監督課	
	監督課長	楠本 明彦
	専門監督官	中里 晋
	電話	095-801-0030

## 平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

### ～重点監督を実施した4割超の事業場に対し違法な時間外労働を指導～

長崎労働局（局長 大塚崇史）では、平成27年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果を取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、長時間の過重労働が疑われる事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、4割を超える49事業場で違法な時間外労働が認められたため、是正に向けた指導を行いました。

長崎労働局では、「働き方改革」推進本部の下、長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進などの働き方改革に向けた取組を進めるとともに、引き続き、月100時間を超える時間外労働が行われている事業場などに対する監督指導を徹底していきます。

#### 【平成27年11月の重点監督の実施結果】

#### 1 重点監督の実施事業場数：109事業場

このうち、77事業場（全体の70.6%）に何らかの労働基準関係法令違反あり

#### 2 主な違反内容（上記1のうち、法違反があり是正勧告書を交付した事業場）

##### ①違法な時間外労働があったもの：49事業場（45.0%）

このうち、時間外労働（※1）の実績が最も長い労働者の時間数が、

月100時間を超えるもの：12事業場（24.5%）

うち月150時間を超えるもの：3事業場（6.1%）

うち月200時間をこえるもの：1事業場（2.0%）

##### ②賃金不払残業があったもの：13事業場（11.9%）

##### ③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：19事業場（17.4%）

#### 3 主な健康障害防止に係る指導の状況

（上記1のうち、健康障害防止のための指導票を交付した事業場）

##### ①過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの：43事業場（39.4%）

うち、時間外労働を月80時間（※2）以内に削減するよう指導したもの：18事業場（41.9%）

##### ②労働時間の把握方法が不適正なもの：29事業場（26.6%）

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月ないし6か月にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

【平成27年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況の詳細】

1. 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

平成27年度過重労働解消キャンペーン(平成27年11月)の間に、109事業場に対して重点監督を実施し、77事業場(全体の70.6%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な労働時間外労働があったもの49事業場、賃金不払残業13事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが19事業場であった。

表1 「重点監督」実施件数等

	重点監督実施事業場数	何らかの労働基準関係法令違反があった事業場数	違反事項		
			労働時間(注1)	賃金不払残業(注2)	健康障害防止対策(注3)
長崎県	109	77 (70.6%)	49 (45.0%)	13 (11.9%)	19 (17.4%)
全国	5,031	3,718 (73.9%)	2,311 (45.9%)	509 (10.1%)	675 (13.4%)

(注1) 労働基準法第32条(36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの)の件数を計上。

(注2) 労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上。

(注3) 労働安全衛生法第18条違反(衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの)、同法第66条違反(健康診断を行っていないもの)及び同法第66条の8違反(1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの)を計上。

2. 健康障害防止に係る指導状況(指導票を交付したもの)

①過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち43事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

	指導事業場数(注1)	面接指導等の実施(注2)	衛生委員会等における調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減(注5)	面接指導等が実施できる仕組みの整備等(注6)
長崎県	43	0	12	25	18	1
全国	2,977	392	685	1,202	1,772	213

- (注1) 指導事項は、重複があり得る。
- (注2) 2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するように努めることなどを指導した事業場数を計上。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①労働者50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上。
- (注5) 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上。
- (注6) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上。

## ②労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち13事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(別添②参照)に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表3 労働時間適正把握に係る指導状況

	指導事業場数	始業・就業時刻の確認・記録(基準2(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(基準2(5))	労使協議組織の活用基準2(6))
			自己申告制の説明(基準2(3)ア)	実態調査の実施(基準2(3)イ)	適正な申告の阻害要因の排除(基準2(3)ウ)		
長崎県	29	21	3	11	0	0	0
全国	1,003	547	146	476	75	50	7

- (注1) 指導事項は、重複があり得る。
- (注2) 各項目のカッコ内は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

### 3. 重点監督において把握した実態

#### ○時間外・休日労働時間が最長の者の実態

違法な時間外労働があった49事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、7事業場で1か月80時間を、9事業場で1か月100時間を、2事業場で1か月150時間を、1事業場で1か月200時間を超えていた。

表4 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

	1月当たり 45時間以下	1月当たり 45時間超 え80時間 以下	1月当たり 80時間超 え100時 間以下	1月当たり 100時間 超え150 時間以下	1月当たり 150時間 超え200 時間超え	1月当たり 200時間 超え
長崎県	15	15	7	9	2	1
全 国	601	515	396	646	115	38

### 4. 監督指導事例

月150時間を超える時間外労働が認められた3事業場について、是正・改善指導の対象となった主な内容は次のとおり。

表5 是正・改善指導の対象となった主な内容

事 例 1	タイムカード等の労働関係書類を確認したところ、複数の労働者に月100時間を超える違法な時間外労働を行わせており、最も長い労働者で月150時間を超える時間外労働を行わせていた。(製造業)
事 例 2	タイムカード等の労働関係書類を確認したところ、繁忙期に複数の労働者に月100時間を超える違法な時間外労働を行わせており、最も長い労働者で月180時間を超える時間外労働を行わせていた。(旅館業)

### 5. 今後の対応

長崎労働局では、引き続き、月100時間を超える時間外労働が行われている事業場などに対する監督指導を徹底するとともに、今回の取組における違反事業場も含め、法違反の是正に応じない事業場に対しては送検も視野に入れて厳正に対応します。

なお、送検した場合には、原則企業名等を公表します。

### 6. その他

#### ①働き方改革等推進のための長崎県7者会議

長崎労働局においては、平成27年1月5日に長崎労働局長を本部長とする「長崎労働局働き方改革推進本部」を設置したところですが、『まち・ひと・しごと創生基本方針2015』においては、「地域における働き方改革」が今後の地方創生の柱の一つと位置づけられるとともに、魅力ある雇用機会の創出や女性の活躍促進等より幅広い観点から「働き方改革」に取り組むことが求められていることから、「長崎労働局働き方改革

推進本部」の実施内容を非正規労働者の正社員転換や女性の職業生活における活躍促進などにまで拡大した、日本労働組合総連合会長崎県連合会・長崎県経営者協会・長崎県中小企業団体中央会・長崎県商工会議所連合会・長崎県商工会連合会・長崎県・長崎労働局の7者で構成される「働き方改革等推進のための長崎県7者会議」を本年1月18日に新たに設置し、働き方改革等の実現に向けて、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図る等の取組をさらに推し進めていくこととしています。

②働き方・休み方改善コンサルタント

長崎労働局では、働き方・休み方改善コンサルタントが個別事業場の労働時間全般の相談等に応じています。

働き方・休み方改善コンサルタントの利用は無料です。

詳しくは、長崎労働局労働基準部監督課（☎095-801-0030）までお尋ねください。

（添付資料）

- ・参考資料1 労働時間適正把握基準
- ・参考資料2 過重労働総合対策
- ・参考資料3 賃金不払残業総合対策要綱
- ・参考資料4 賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針
- ・参考資料5 労働基準監督官の仕事